

喜多方市チャイルドシート貸出し事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が所有するチャイルドシートを市民に貸出すことにより、乳幼児の安全を守り、チャイルドシート着用の習慣づけに資することを目的とする。

(対象者)

第2条 市長は、前条の目的を達成するため、次の各号の要件全てに該当している者に対し、1世帯につき1台のチャイルドシートを貸し出すこととする。

(1) 喜多方市内に住所を有している者

(2) 6歳未満の乳幼児を養育している者、又は概ね1ヶ月以内に出生を迎える予定の者

(3) 普通自動車運転免許を所持し、前号の乳幼児を自動車に乗車させ運転を行う者

2 上記各号の他、市長がチャイルドシートを貸出す必要があると認める者に貸出すことができる。

(貸出しの期間)

第3条 チャイルドシート貸出しの期間は、貸出しを受けた日から1年間とする。

(費用)

第4条 チャイルドシートの使用料は無料とする。ただし、第8条第2項に定めるチャイルドシート返却時に要するクリーニング代は、貸出しを受けた者（以下「借受者」とする。）が負担する。

(貸出しの申請)

第5条 貸出しを希望する者は、チャイルドシート貸出し申請書（様式第1号）に必要な事項を記載し、市長に提出することとし、併せて次の各号に定める書類の写しを提出しなければならない。

(1) 申請者の運転免許証

(2) チャイルドシートを利用する乳幼児の母子手帳、又はそれに代えて当該乳幼児の身分を証明するもの

(貸出しの決定)

第6条 市長は、貸出しを希望する者から前条に基づく申請があったときは、その内容を審査の上、貸出しの可否を決定し、貸出しの決定を受けた者へは決定通知書（様式第2号）、貸出し不可の決定を受けた者へは不可通知書（様式第3号）を当該申請者に通知するものとする。

2 貸出しの決定を受けた者は、市事務担当課（危機管理課、又は各総合支所住民課）（以下「事務担当課」とする）から借り受けるものとする。

(貸出し中の管理)

第7条 借受者は、貸出しを受けたチャイルドシートを良好な状態で使用しなければならない

らない。

- 2 借受者は、チャイルドシートを転貸、譲渡又は売却してはならない。
- 3 借受者は、チャイルドシート使用の都度、事前に安全確認を行い異常がないことを確認しなければならない。また、異常があった場合及びチャイルドシートに起因する事故が発生した場合、すみやかに市長に報告しなければならない。

(返却)

第8条 借用者は、返却予定日までにチャイルドシートを持参し、事務担当課の点検確認を受けるものとする。

- 2 借受者は、当該チャイルドシートを返却する際に、クリーニング店等にて、クリーニングをした上で返却しなければならない。

(損害賠償)

第9条 借受者は、故意、過失又は不注意によって、当該チャイルドシートを亡失又は破損させた場合は、市長に報告するとともに、当該チャイルドシートを原状に復すこととし、それができない場合は、その相当額をもって賠償しなければならない。

- 2 借受者は、前項の規定によらず、当該チャイルドシートを亡失、又は破損させた場合は、市長に報告しなければならない。

(貸出しの中止)

第10条 市長は、借受者が貸出し期間中に本要綱に違反した時、その他特に必要と認めるときは、チャイルドシートの貸出しを中止し返還させることができる。

(免責事項)

第11条 市長は、市が貸出ししたチャイルドシートにより借受者が何らかの損害、損傷等を負った場合又は他者に負わせた場合一切の賠償の責任を負わないものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

喜多方市チャイルドシート貸出申請書

令和 年 月 日

喜多方市長 様

住 所

氏 名

電話番号

下記により、チャイルドシートを借用したいので申請します。

記

対象児	氏 名		性別	男・女
	生年月日	※出産予定の場合は、出産予定日を記載 令和 年 月 日		
貸出希望期間	令和 年 月 日（ ）～令和 年 月 日（ ）			
貸出し条件 （裏面）	貸出し条件について同意します <input type="checkbox"/>			

処理欄（以下については、記入しないでください。）

貸出： 可 ・ 不可			
貸出内容（貸出日 月 日）		返却・確認内容（返却日 月 日）	
受領者 氏名	貸出者（設置者） 職氏名	返却者 氏名	検収者（撤去者） 職氏名
確認事項 <input type="checkbox"/> 貸出内容説明 <input type="checkbox"/> 取扱説明 <input type="checkbox"/> その他		確認事項 <input type="checkbox"/> 装置確認（異常あり・異常なし） <input type="checkbox"/> その他	
備考			

喜多方市チャイルドシート貸出し事業 貸出し条件

- 1 チャイルドシートを良好な状態で使用しなければならない。(喜多方市チャイルドシート貸出し事業要綱「以下略」第7条1項)
- 2 チャイルドシートを転貸、譲渡又は売却してはならない。(第7条2項)
- 3 チャイルドシート使用の都度、安全確認を行い異常がないことを確認しなければならない。また、異常があった場合及びチャイルドシートに起因する事故が発生した場合、すみやかに市長に報告しなければならない。(第7条3項)
- 4 返却予定日までにチャイルドシートを持参し、事務担当課(危機管理課、又は各総合支所住民課)の点検確認を受けるものとする。また、チャイルドシートを返却する際に、クリーニング店等にて、クリーニングをした上で返却しなければならない(第8条1項、2項)
- 5 故意、過失又は不注意によって、チャイルドシートを亡失、又は破損させた場合は、市長に報告するとともに、チャイルドシートを原状に復すこととし、それができない場合は、その相当額をもって賠償しなければならない。(第9条1項)
- 6 前項の規定によらず、当該チャイルドシートを亡失、又は破損させた場合は、市長に報告しなければならない(第9条2項)
- 7 市長は、借用者が喜多方市チャイルドシート貸出し要綱に違反したと認めたときは、貸出期間にかかわらず、チャイルドシート装置の貸出しを中止し、返却させることができる。(第10条)
- 8 市長は、市が貸出したチャイルドシートにより借受者が何らかの損害を負った場合又は他者に負わせた場合一切の賠償の責任を負わないものとする。(第11条)

様式第2号（第6条関係）

第 号
令和 年 月 日

様

喜多方市長



喜多方市チャイルドシート貸出し事業決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありましたチャイルドシートの貸出しについては、次のとおり決定しましたので通知します。

貸出対象者氏名	
貸出期間	令和 年 月 日（ ）～令和 年 月 日（ ）
貸出し・返却先	_____ 課

様式第3号（第6条関係）

第 号
令和 年 月 日

様

喜多方市長



喜多方市チャイルドシート貸出し事業不可通知書

令和 年 月 日付けで申請のありましたチャイルドシートの貸出しについては、次の理由により貸出しできませんので通知いたします。

貸出希望者氏名	
却下の理由	